

3. 特殊寝台

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。

福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

また、マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないよう、適応機種を確認する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4. 特殊寝台付属品

4.1 サイドレール

サイドレールは、要介護者等の転落予防や寝具のずれ落ち予防を目的として、多くは特殊寝台のフレームに差し込んで使用する福祉用具である。著しい不随意運動が見られる場合は、格子状の部分に挟まれないようにカバーがついたタイプや板状のタイプを使用する必要がある。寝室における特殊寝台の位置、要介護者等の起き上がりやすい方向や車いす配置などを考慮し、特殊寝台に対する取付け位置や本数を決定する必要がある。

なお、サイドレールは体重を支えるように設計されたものではないため、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作等に使用することは危険であり、このような場合は、ベッド用手すりを利用すべきである。

■ 使用が想定しにくい状態像

□寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上がりの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.2 マットレス

マットレスは、特殊寝台上で要介護者等の身体を支える福祉用具である。特殊寝台の動きに追従する柔軟性が要求される一方で、身体の沈み込みによって、寝返りなどの動作がしにくくなることを避けるためには、ある程度の硬さが必要となる。したがって、要介護者等の身体機能に合わせた硬さを基準として、「好みの硬さ」といった嗜好的な要素を総合的に判断して選定する必要がある。また、身体機能の低下などにより体圧分散効果を重視する必要がある場合には、床ずれ防止用具などの使用を検討する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

□特殊寝台と同様

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.3 ベッド用手すり

ベッド用手すりは、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作を補助することを目的とした福祉用具である。寝室における特殊寝台の位置、起き上がりやすい方向や車いすの配置などを考慮して、取り付け位置を決定する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

□特殊寝台と同様

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.4 テーブル

テーブルは、主に食事などの動作(あるいは介助動作)を特殊寝台上で容易に行うための小型の作業台である。サイドレールに挟んで使用するサイドレール取り付け式テーブルは、必要なときだけ取り付けて使用できるため、収納が容易であるが、高さの調節はできない。また、自在輪がついた脚部をもつスタンド式テーブルは、適度な高さに調節して特殊寝台の上に差しかけて使用できるが、特殊寝台の傍らにスタンドを抜き差しできるだけのスペースが必要となる。したがって、特殊寝台を配置するスペースや要介護者等あるいは介護者が作業を行う姿勢を念頭においてタイプを選択する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

□特殊寝台と同様

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.5 スライディングボード・スライディングマット

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいように、特殊寝台と車いすの間に敷いて使用する福祉用具である。多くはプラスティック製であるが、木製もある。使用にあたっては、車いすのひじ当てをデスクタイプにする、又は脱着できるようにするなど環境を整えることも必要である。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいようになる福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

5 床ずれ防止用具

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。また、床ずれ防止は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

6. 体位変換器

体位変換器は、この原理を応用したり、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

□要介護1

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

7. 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。

■ 使用が想定しにくい状態像

□特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

□特になし

8. スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

9. 歩行器

歩行器は、杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別される。

基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手掌(手のひら)や前腕部で支持して操作するものである。杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。

利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

また、一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし